



平成 29 年 11 月 30 日
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所 1 号機 第 1 回施設定期検査の開始について

敦賀発電所 1 号機（沸騰水型軽水炉）は、平成 29 年 4 月 19 日に廃止措置計画の認可を受け、廃止措置作業に着手しておりますが、原子炉等規制法に基づき、平成 29 年 12 月 1 日から約 3 ヶ月の予定で第 1 回施設定期検査を実施します。

施設定期検査を実施する施設^{*1}は次の通りです。

- (1) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
燃料取扱設備、使用済燃料貯蔵設備、プール水冷却系 等
- (2) 放射性廃棄物の廃棄施設
液体廃棄物貯蔵設備
- (3) 放射線管理施設
放射線監視装置、原子炉建屋換気系
- (4) 非常用電源設備
直流電源装置、非常用ディーゼル発電機

※ 1 : 敦賀発電所 1 号機の原子炉施設内に使用済燃料が貯蔵されていることから、原子炉等規制法に基づき、核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係る設備について検査を実施します。

添付資料：敦賀発電所 1 号機 第 1 回施設定期検査工程表

以 上

敦賀発電所 1号機 第1回施設定期検査工程表

施設区分	平成29年		平成30年			備考
	11月	12月	1月	2月	3月	
主要工程		▼ 検査開始(12月1日)			検査終了(3月上旬予定) ▼	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設				燃料取扱設備の性能確認検査		<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料を取り扱う装置 ・使用済燃料を貯蔵する設備 ・使用済燃料プール水の冷却・浄化を行う設備
放射性廃棄物の廃棄施設			使用済燃料プール／ラックの健全性確認検査			<p>貯蔵能力の確認検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質の貯蔵、または取り扱いに係る施設の運用により発生する液体廃棄物の貯蔵を行う設備
放射線管理施設		エリア・プロセスマニタの設定値確認検査		警報及びインターロックの動作状況の確認検査		<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料物質の貯蔵または取り扱いにおける線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度を計測する設備 ・核燃料物質の貯蔵または取り扱いを行う建屋の換気を行う設備
非常用電源設備			直流電源装置蓄電池の性能確認検査			<ul style="list-style-type: none"> ・停電時等に非常用ディーゼル発電機の機能維持に必要な電源を供給する設備 ・停電時等に原子炉施設に非常用電源を供給する設備